山口県警察本部告示第五十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）第一〇三条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第一〇四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月十一日

山口県警察本部長　秋本泰

一　聴聞の期日

令和八年十一月十九日　午前九時三十分

二　聴聞の場所

山口市小郡下郷三五六〇番地二　山口県総合交通センター四階　聴聞室